

【概要版】

日豊海岸地域景観計画

青い海、蒼い空、白い砂浜

「大切な人と歩きたい。」日向サンライズ海道



平成27年12月

日豊海岸地域景観まちづくり協議会

日 向 市

1. 景観計画の目的

日向市では、「景観法」に基づく様々な景観づくりの仕組みを活用し、日向らしい景観づくりを進めていくため、平成18年10月に「景観行政団体」となりました。また、平成20年2月に景観づくりの基本的な方針となる「日向市景観条例」を制定するとともに、同年4月に「日向市景観基本計画」を策定しました。

景観基本計画では、日向市の景観を特徴づけ、景観づくりを優先的に進める地区を「景観形成重点地区」に指定しており、そのひとつとして日豊海岸地域を位置づけています。

日豊海岸地域は、白砂青松の砂浜と柱状節理の岩礁が交互に連なった変化に富む雄大な海岸線を有し、昭和49年2月に日豊海岸国定公園に指定されています。また、伊勢ヶ浜は日本の快水浴場百選、お倉ヶ浜は日本の渚100選にも選ばれています。近年は、東九州自動車道の開通に伴い、サーフィンなどのマリンスポーツの愛好者が多数来訪しており、日向市の貴重な観光資源であるとともに、海水浴やお倉ヶ浜や金ヶ浜でのサーフィンなどにより賑わいのある景観が形成されています。また、柱状節理に建つ大御神社や日知屋城址、弘法大師像など、地域の景観を特徴づける資源も点在しています。

そこで、日豊海岸地域の自然や歴史・文化、暮らしの風景を守り続けるとともに、景観特性を活かした景観づくりによる地域の活性化を目的として、「日豊海岸地域景観計画」を策定しました。

2. 日豊海岸地域が目指す景観づくりの将来像

日豊海岸は、リアス式海岸と白砂青松が交互に連なる、日向市を代表する地域資源です。

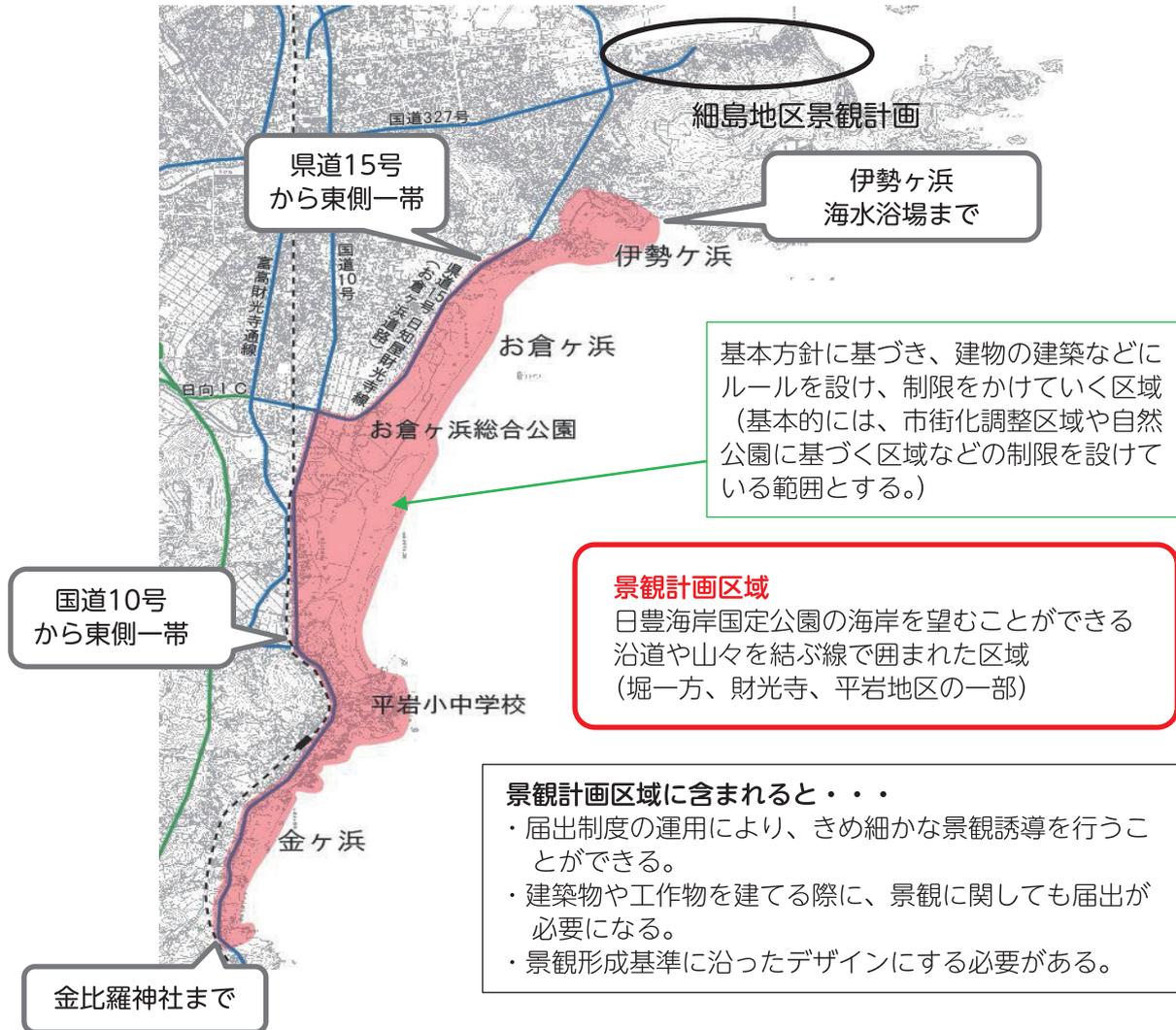
海辺を歩けば広大な太平洋を一望できるとともに、変化に富む海岸線の景色、波の音、潮風の香りを楽しむことができます。また、海水浴やマリンスポーツで賑わう風景は、季節を感じさせるとともに日豊海岸の景観を特徴づけています。さらに、大御神社や日知屋城址周辺は、このような海岸景観と相まって厳かさが感じられる独特の景観を創り出しています。

私たちは、住む人が誇りを持ち、来る人に驚きと感動を与え、再び訪れ歩いてみたいと思える日豊海岸にするため、日豊海岸地域が目指す景観づくりの将来像を『**青い海、蒼い空、白い砂浜**「大切な人と歩きたい。」日向サンライズ海道』と定めます。

(日豊海岸地域景観まちづくり協議会)



3. 景観計画区域 (景観法第8条第2項第1号に関する事項)



4. 景観づくりの基本方針 (景観法第8条第2項第2号に関する事項)

景観づくりの将来像を実現するため、以下に掲げる景観づくりの基本方針に基づき、市民・事業者・行政の協働による景観づくりを進めていきます。

(1) 日豊海岸における美しい海岸景観の形成

日向市を代表する地域資源である日豊海岸は、自然環境として保全するだけでなく、景観の視点も取り入れながら適切な維持管理を行い、美しい海岸景観を形成していきます。

(2) 地域の歴史や文化と調和した景観づくりの推進

大御神社や日知屋城址、弘法大師像などの歴史・文化資源を、本地域のストーリーを表す景観資源として活用できるように、本地域の重要な景観資源として位置づけ、これらと調和した景観づくりを推進します。

(3) 日豊海岸の開放感を活かした沿道景観の形成

日豊海岸と並行する国道10号や県道15号（お倉ヶ浜道路）、海岸の遊歩道は、開放感あふれる日豊海岸を感じることができるよう、日豊海岸国定公園として適切な維持管理を行い、来訪者をもてなす空間にふさわしい沿道景観を形成します。

(4) 多世代交流による市民協働の景観づくりの推進

南北に広がる日豊海岸地域において一体的に景観づくりを進めていくため、市民の日豊海岸の景観に対する愛着を醸成するとともに、清掃活動等の地域活動、サーフィンやビーチサッカー等のマリンスポーツ愛好者などと連携し、幅広い世代を巻き込みながら、地域づくりと一体となった景観づくりを推進します。

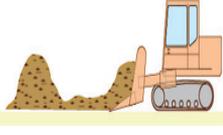
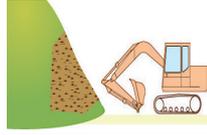
5. 良好な景観づくりのためのルール（景観法第8条第2項第2号に関する事項）

日豊海岸地域では、日豊海岸らしい景観づくりを地域全体で一体的に進めていくため、景観づくりのルール（景観形成基準）を定めるとともに、一定の行為を行う際にあらかじめ市に「届出」を行い、その行為が景観形成基準に適合しているかを確認します。

（1）届出対象行為

景観計画区域内において、以下に定める行為を行う際は、景観計画に定めている基準や配慮事項に基づいて計画・設計していただき、工事着手の30日前までに市に届出を行う必要があります。

【届出の対象となる行為】

届出対象行為	行為の規模 ^{※4}
<p>●建築物^{※1}の建築等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新築、増築、改築若しくは移転 ○外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更^{※2} 	床面積が10㎡を超える行為
<p>●工作物^{※3}の建設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新築、増築、改築若しくは移転 ○外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更^{※2} 	高さが3mを超える行為 自動販売機の設置についてはすべての行為
<p>●開発行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 ○その他政令で定める行為 	面積が1,000㎡以上の行為
<p>●土地の形質の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土地の開墾、土砂の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 	面積が1,000㎡以上の行為
<p>●木竹の植栽又は伐採</p> 	面積が1,000㎡以上の行為
<p>●物件の堆積</p> <ul style="list-style-type: none"> ○屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 	10㎡若しくは1.5mを超える行為

※1：建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建物とする。

※2：色彩の変更については、建築基準法に基づく建築確認申請は不要であるが、景観法に基づく届出は必要となる。

※3：日向市景観条例施行規則(平成20年3月26日規則第12号)第2条に規定する工作物とする。(擁壁、垣、さく、門、塀その他これらに類するもの等)

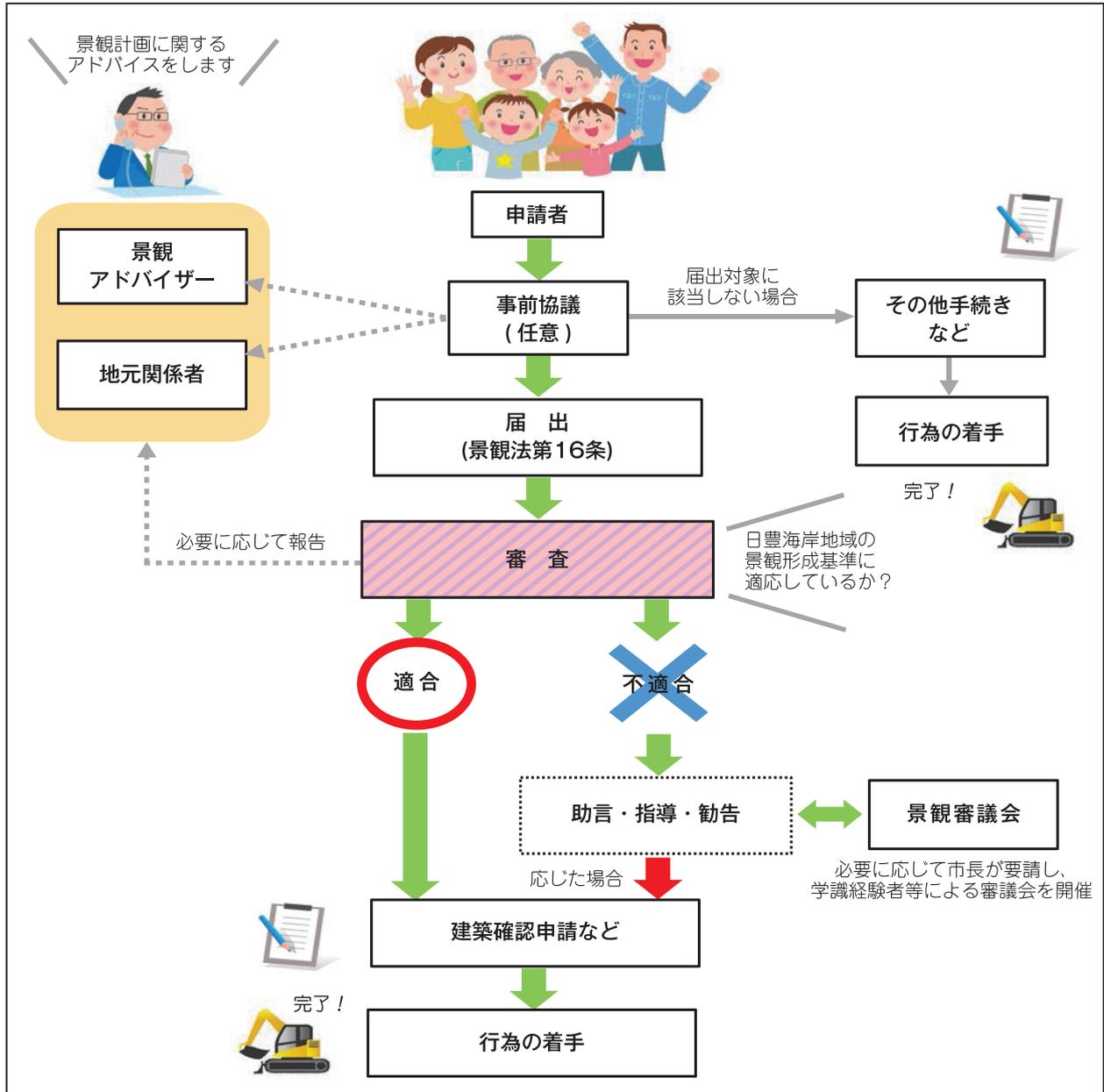
※4：通常管理行為、軽微な行為、非常災害のために必要な応急措置として行う行為は届出の対象とならない。(景観法第16条第7項による適用除外規定)

5. 良好な景観づくりのためのルール（景観法第8条第2項第2号に関する事項）

(2) 届出制度等の円滑な運用にむけた体制の構築

日向市では、届出に関する事前協議や景観アドバイザーへの相談、景観審議会など届出制度の円滑な運用にむけた体制を構築しています。

届出制度の手続きの流れ



- ・ 建築物の新築など、届出対象行為に該当する行為を行う住民や事業者は、あらかじめ「景観形成基準」の内容を把握するとともに、建築確認申請や開発許可制度等の法令上の手続き前までに行為の内容を市と協議した上で、市に「届出」を行います。
- ・ 市は、事前協議段階で必要に応じて地元関係者の意見を聴取し、申請者との調整を図ります。
- ・ 市は、届出の内容を審査し、必要に応じて助言・指導または勧告を行います。
- ・ 必要に応じて、学識経験者等で構成する「景観審議会」を開催し、届出の内容について審議します。

5. 良好な景観づくりのためのルール（景観法第8条第2項第2号に関する事項）

(3) 景観形成基準

(1)で示した届出対象行為については、景観形成の基本方針に基づいた、景観形成基準を満たす必要があります。景観形成の基本方針に関連する景観形成基準は、同じ色の■で示します。また、市民協働による日豊海岸に一体的な景観づくりの推進についてはどの基準も市民協働によるまちづくりであるため、すべてに含まれます。

<景観形成の基本方針>

- 日豊海岸における美しい海岸景観の形成
- 地域の歴史や文化と調和した景観づくりの推進
- 開放感あふれる日豊海岸を感じることが出来る沿道景観の形成
- 市民協働と世代間・地域間の連携による一体的な景観づくりの推進

① 建築物・工作物

- 米ノ山展望所や平岩地蔵尊、忠霊塔、東九州自動車道、国道10号沿道、県道15号(お倉ヶ浜道路)沿道などの視点場からの海岸線の眺望へ配慮した、配置・規模とする。
- 太平洋の海の青さと木々の緑、南国らしい色が調和する色彩を基調とし、以下の基準値を遵守する。

日向市まちなみ色彩ガイドライン「港まちエリア」のおすすめの色基準値

部 位	区域の定義	色 相	明 度	彩 度
外 壁	ベースカラー サブカラー	0.1R~4.9YR	4以上8未満	3以下
		5YR~5Y		4以下
		その他		2以下
外 壁	アクセント カラー	0.1R~4.9YR	—	5以下
		0.1R~4.9YR		5以下
		その他		3以下
屋 根	屋根色	0.1R~4YR	6以下	3以下
		5YR~5Y		3以下
		その他		2以下

▲港まちエリアのおすすめの色基準値

- 日豊海岸国定公園に設置される自動販売機の色相は、「5PB4 / 4」を推奨する。
- 大御神社・日知屋城址周辺では、歴史・文化的景観との調和に努める。
- 地場産材や自然素材を積極的に活用し、自然環境との調和を図る。
- 国道10号や県道15号(お倉ヶ浜道路)などの主要な景観軸では、駐車場・駐輪場等のオープンスペースに植栽を施し、沿道景観の向上を図る。
- 看板等の設置にあたっては、周囲の景観を阻害しない形態意匠とする。

② 開発行為・土地の形質の変更

- 土地の造成にあたっては、自然環境の保全及び良好な景観形成に十分配慮した計画とする。
- 土地の造成を最小限に留め、周囲に十分な植栽を施す。
- 法面は、十分な安全性を確保したうえで、可能な限り緑化に努める。

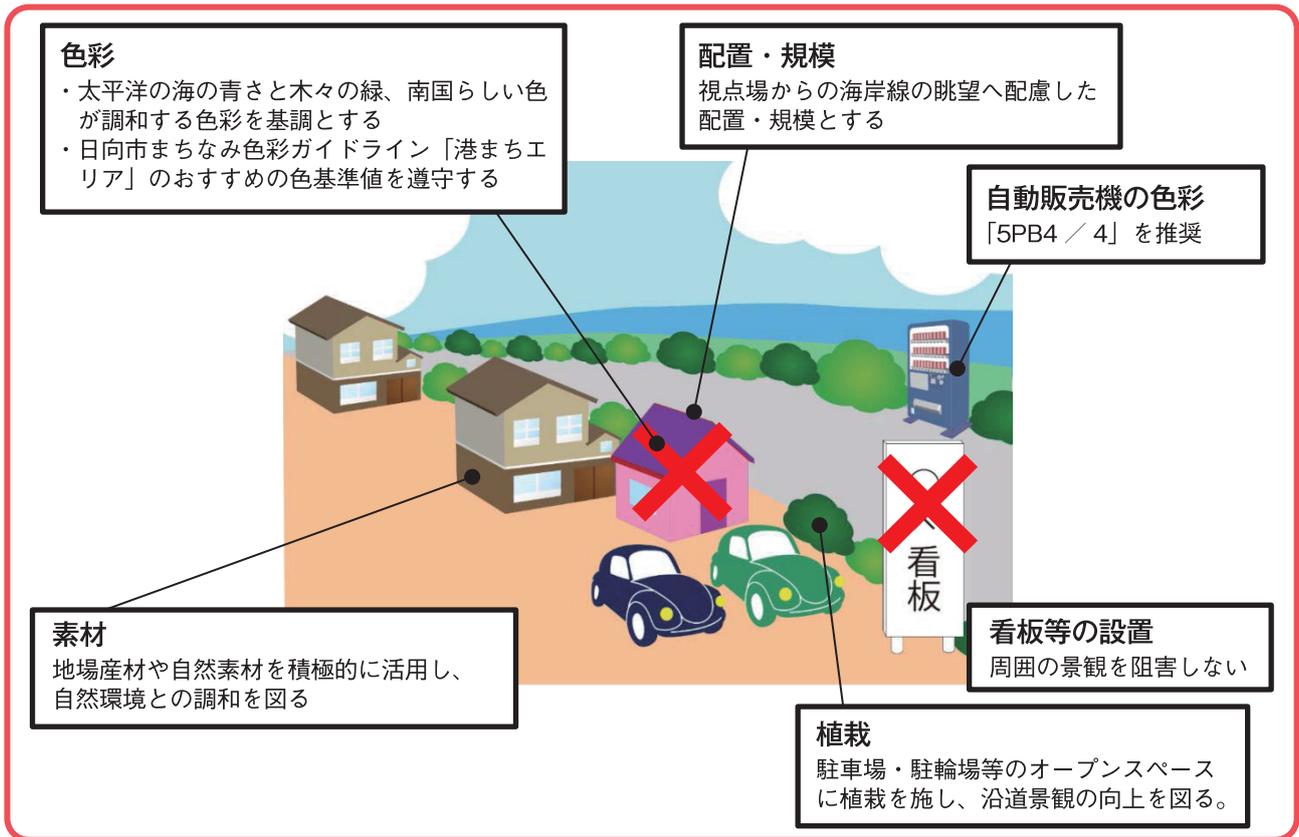
③ 木竹の伐採又は植栽

- 海岸線の眺望を確保できるよう適切な伐採又は植栽を行う。
- 植栽にあたっては、周辺植生に調和する樹種を選択するようにする。地域環境に配慮した上で南国情緒あふれる樹種を選択することも考えられる。
- 海岸線の景観を阻害するような高木となる用材林等の樹種は植樹しないようにする。

④ 物件の堆積

- 国道10号、県道15号(お倉ヶ浜道路)などの主要な景観軸では、物件の堆積を最小限に留め、外部からの遮へいに配慮し、植栽等を施す。

建築物・工作物の景観形成基準のイメージ



6 その他の事項

(1) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針（景観法第8条第2項第3号に関する事項）

日豊海岸地域において、景観づくりを進める上で重要な景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針を以下のように定めます。

○ 景観重要建造物の指定の方針

- ①日豊海岸地域の景観を特徴づけ、住民や市民、来訪者に親しまれている建造物
- ②日豊海岸地域の歴史や文化、生業を表している建造物
- ③歴史的な建築様式を継承したもの、又は、国の登録文化財等の登録に値する建造物
- ④その他、日豊海岸地域の景観特性と調和し、次の世代へ引き継ぐべき建造物

○ 景観重要樹木の指定の方針

- ①日豊海岸地域の景観を特徴づけ、市民や住民、来訪者に親しまれている樹木
- ②日豊海岸地域のシンボリックな存在となっている、あるいはなりうる樹木
- ③その他日豊海岸地域の景観特性と調和し、次の世代へ引き継ぐべき樹木

(2) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第4号イ）

屋外広告物は、賑わいある風景を演出するなどの経済活動面での効果がある一方、無秩序な設置や地域の景観との調和に配慮しない設置は、地域の良好な景観を阻害する要因にもなります。

宮崎県においては地域の良好な景観の形成に資することを目的に屋外広告物条例が定められており、宮崎県が主体となって屋外広告物の表示方法等の規制に取り組んでいます。また、日向市においても中心市街地において景観アドバイザーによる指導や、景観に配慮した広告物の設置の協議など、地域特性に応じた取り組みを行っています。

日豊海岸地域においては、今後、美しい海岸線の眺望を確保していくために、屋外広告物の規制内容の見直しについて検討していきます。

6. その他の事項

(3) 景観重要公共施設の整備に関する事項（景観法第8条第2項第4号ロ）

道路、河川、公園などの公共施設は、地域の景観を構成する主要な要素の一つであり、公共施設が地域の景観づくりに果たす役割は大きく、その整備にあたっては周辺景観への配慮が特に求められます。公共施設の整備にあたっては、それぞれの施設管理者と連携し、積極的に景観計画の方針に即した取組みを推進します。

そこで、以下の公共施設を「景観重要公共施設」として定めます。景観重要公共施設の整備を行う際は、「日向市公共事業景観形成指針」に定めた内容の検討を行うとともに、本計画の景観重要公共施設の整備に関する事項に示す基準に即した整備を行うこととし、周囲の景観に十分配慮します。

【景観重要公共施設】 ①国道10号、②県道日知屋財光寺線、③お倉ヶ浜総合公園

(4) 景観法を活用した取組み体制の充実

景観法では以下のような様々な制度が定められています。日向市では、今後必要に応じてこれらの制度を活用し、地域住民を中心とした景観づくりの取組み体制を充実させていきます。

① 景観協議会（景観法第15条第1項）

景観計画区域内において良好な景観づくりに関する協議を行う組織です。景観行政団体や景観重要公共施設の管理者、景観整備機構が組織できるものであり、必要に応じて関係行政機関や公益事業を営む者、住民その他良好な景観づくりを行う者を加えることができます。

② 景観協定の締結等（景観法第81条第1項）

景観計画区域内の一定規模のまとまりのある土地について土地の所有者等全員の合意によって良好な景観づくりを推進するために、地域の住民が自主的に協定を結ぶものです。

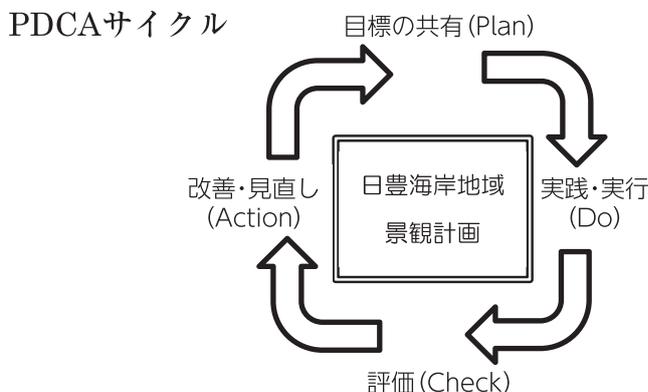
③ 景観整備機構（景観法第92条）

景観づくりに対する地域住民の取組みを支援する組織です。NPO法人や公益法人等を位置づける制度であり、景観行政団体の長が指名することができます。景観整備機構は、良好な景観づくりを行う者に対する情報提供、景観重要建造物等の管理、良好な景観づくりに関する調査研究等を行います。日向市では現在、一般社団法人宮崎県建築士会を景観整備機構に指定しています（平成21年7月に指定）。

7. 景観計画の進行管理

日豊海岸地域景観計画に基づく良好な景観づくりを推進するため、随時市報やホームページ等で、地域住民や事業者、行政による景観づくりの取組み状況を公表していきます。

また、地域住民や景観審議会等の意見を聞きながら、目標の共有（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルにより、計画の進行管理を十分に行っていきます。



【お問合せ・届出窓口】

〒883-8555 日向市本町10番5号 日向市建設部都市計画課 都市景観係

電話:0982-52-2111(内線2613) FAX:0982-54-2639 E-mail:toshi@hyugacity.jp